



2023年8月23日

各位

岐阜信用金庫

## 当座勘定規定（一般用）及び当座勘定規定（専用約束手形口用）の 改定について

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、「当座勘定規定（一般用）」及び「当座勘定規定（専用約束手形口用）」を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

今後も当金庫はお客様の利便性の向上、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

### 記

1. 改定日 : 2023年8月23日（水）
2. 改定する規定 : ①当座勘定規定（一般用）  
②当座勘定規定（専用約束手形口用）
3. 改定内容 : 別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以上

## ①当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条（省略）</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条～第30条（省略）</p>	<p>第1条～第8条（省略）</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条～第30条（省略）</p>

## ②当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第9条（省略）</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>(追加)</u></p> <p>(3) 手形等の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第27条（省略）</p>	<p>第1条～第9条（省略）</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 手形等の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条～第27条（省略）</p>